令和４年４月１１日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

令和４年度大阪府新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症外来診療（透析治療・周産期・小児医療）感染対策設備整備事業の実施及び交付申請書の提出等について（通知）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、大阪府より標記通知が発出されていますので、情報提供いたします。
同通知は、府内の透析治療・周産期・小児医療を行う帰国者・接触者外来等への設備整備事業を実施するものであり、関係機関には大阪府から案内が直送されています。
申請手続、詳細または他の補助金交付との兼ね合い等につきましては下記ホームページをご参照の上、直接大阪府へお問い合わせください。
貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●大阪府通知より抜粋

＜事業概要＞

１．補助事業者

新型コロナウイルス感染症疑い患者等に対し、外来診療（透析治療・周産期・小児医療）を実施する府内の「帰国者・接触者外来」若しくは「地域外来・検査センター」を設置する医療機関又は府が指定する「診療・検査医療機関」※新たにご登録いただくことも可能です。

２．対象経費及び基準額

■対象経費：新型コロナウイルス感染症患者、感染疑い患者等に対し、外来診療（透析治療・周産期・小児医療）を実施する際に必要なゾーニング等の感染対策に係る設備費用等

※令和４年４月１日から令和４年９月30日までに納品があり、整備が完了した設備等に要した費用が補助対象です。

■基準額：以下①～③のとおり

① HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）

１施設当たり＠９０５，０００円（最大）

② HEPAフィルター付パーテーション

１台当たり＠２０５，０００円（最大）×大阪府知事が必要と認めた台数

③ 簡易診療室（簡易陰圧ブースなど）

実費相当額

※本補助金での「簡易診療室」とは、緊急的かつ一時的に設置するものであって、既存の診療室の一部分を仕切り、新型コロナウイルス感染症疑い患者等に外来診療（透析治療・周産期・小児医療）を行う簡易陰圧ブースなどをいいます。院内の改築工事や屋外に設置するテントやプレハブ等は対象外です。

３．補助率：１０／１０

４．その他

・ 予算を超える要望があった場合、調整させていただくことがあります。

・ 令和４年４月１日以降に整備したものは、交付決定前であっても補助対象となりますので早期に整備していただきますようお願いします。

＜手続き＞交付申請書類をメールにて提出してください。

■提出書類

提出書類は、「新型コロナウイルス感染症外来診療（透析治療・周産期・小児医療）感染対策設備整備事業補助金について」
（https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/sinryou/index.html）からダウンロードし。

〇交付申請書（様式１号、別紙１～３）

・基本情報・申請理由

・要件確認申立書（様式２号）

・暴力団等審査情報（様式３号）

・口座振替依頼書（様式第４号）

〇誓約書（様式第５号）

〇見積書の写し（すでに納品済みの場合は、納品書、請求書の写し）等、金額のわかる書類

〇カタログ等、仕様のわかる書類

〇申請する設備の設置予定図（手書きでも可）

（その他知事が必要と認める書類）

■提出期限：令和４年５月９日（月曜日）

【補助金に関する問合せ先】
大阪府健康医療部保健医療室 感染症対策支援課　病院支援グループ 外来診療補助金担当
メールアドレス：coronashisetsu@gbox.pref.osaka.lg.jp
※ お問い合わせにつきましては、原則として電子メールにてお願いします。
電話：０６－４３９７－３２５３（直通）

【事務局】
大阪府医師会　地域医療１課（TEL:06-6763-7012）